

早稲田大学大学院法学研究科

2016年1月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 「正犯概念の体系的構成——共謀共同正犯と故意ある幫助道具の機能的分析を通じて——」

申請者氏名 田川 靖紘

主査	早稲田大学教授 博士（法学・立教大学）	松澤伸
	早稲田大学名誉教授 法学博士（早稲田大学）	野村稔
	早稲田大学教授 法学博士（早稲田大学）	高橋則夫
	早稲田大学教授 博士（法学・早稲田大学）	松原芳博

愛媛大学法文学部准教授 田川靖紘氏は、早稲田大学学位規則第7条第1項に基づき、2014年2月27日、その論文「正犯概念の体系的構成——共謀共同正犯と故意ある幫助道具の機能的分析を通じて——」を早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士（法学・早稲田大学）の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、本論文を審査してきたが、2016年1月13日、審査を終了したので、ここにその結果を報告するものである。

1 本論文の目的・問題意識・構成

(1) 目的

本論文の目的は、以下の2つである。すなわち、ひとつは、故意ある道具を認める裁判例が、何を基準に正犯と狭義の共犯を区別し、それが理論的に説明しうるものかを明らかにすることであり、もうひとつは、その基準が犯罪体系論上、いかなる位置において問題となるのかを明らかにすることである。

本論文では、これらのことを明らかにすることで、正犯と共犯の基準として、どのような要素を問題とするかの指針を示し、かつ、これらの要素を、犯罪体系論上の問題に裏付けることで、理論と実務を架橋することが目指されている。

(2) 問題意識

本論文の問題意識は、次のようにまとめることができる。正犯と狭義の共犯を区別する基準として、わが国で有力に主張されているのは、因果性、あるいは、因果的寄与の大小に着目する見解である。具体的には、重要な役割を果たしたかどうか、行為支配を有したかどうかによって正犯と狭義の共犯を区別しようとするこれらの見解は、共謀共同正犯における背後者の正犯性を説明するうえでは、主観説を乗り越え、客観的な基準で問題にアプローチできるという利点を有していた。しかし、わが国の裁判例は、故意ある幫助道具も肯定している。その場合の直接行為者は、上記の基準にいうところの、重要な役割を果たしているし、因果的に見て、非常に強力な因果性を有しているようにも見える。最も極端な例では、実行行為の一部分担をしているにもかかわらず、従犯として処罰されるのである。

故意ある幫助道具を認める裁判例が存在することを前提とした場合、重要な役割を果たしたかどうかで正犯と狭義の共犯を区別する見解では、直接行為者の行為がすべて重要な役割であったと評価されて、正犯となってしまう、故意ある幫助道具を認める裁判例を説明することはできない。これについて、近年、多様な要素を総合判断して「重要な役割」を果たしたかどうかを判断する見解が主張された。この見解は、因果的に重要な役割を果たしていたとしても、関与者間の関係、動機の有無や利益の帰属などを考慮することで、全体としてみれば「重要な役割」を果たしていないということができ、故意ある幫助道具を肯定することができる。もっとも、この見解に対しては、考慮されているさまざまな要素、あるいは、論者のいう重要な役割が、犯罪体系論上のいかなる要素と結びついているのかが不明であるという指摘がなされた。因果性の強弱のみを問題とすれば、それに基づく違法性の大小という犯罪論体系上の区別が可能であった。しかし、因果的に重要な役割を果たしていても、その他の要素がその正犯性を打ち消して従犯を認めるのであれば、そ

他の要素がどのように作用したのか、明らかにされなければならないであろう。多様な要素を総合判断する見解の論者も、これらの要素が平板に羅列されて総合的に判断されることを警戒していた。しかし、実際の裁判例では、平板に羅列されて総合的に判断が行われたことも否定できない。ある裁判例では、因果的寄与度から重要な役割を基礎づけ、別の裁判例では、因果的寄与度の大きさにもかかわらず、重要な役割が否定された。このことは、多様な要素をどのように利用するか指針がなかったからに他ならない。どの要素も使ってよい、ということであれば、ある事案では、因果的寄与度を問題とし、別の事案では、利益の帰属を問題とすることも可能となってしまうであろう。

本論文は、この問題を解決するため、我が国における判例・学説、ドイツの判例・学説の理論的な検討を通じ、多様な要素をどのように利用するかについて、指針を得、また、その適用の基準を明らかにする。

(3) 構成

本論文は、序章と結語、及び、論述の中心となる4つの章で構成されている。まず、序章においては、本論文の問題意識が示される。第1章においては、方法論の検討が行われる。ここでは、まず、実務の考え方を明らかにして、実務の視点から理論的な問題に取り組むべきではないか、という問題意識に基づき、機能的な考察方法の採用が示される。第2章においては、第1章において論じた視点に基づいて、故意ある幫助道具における正犯と狭義の共犯の区別基準が検討される。第3章では、第2章において抽出された正犯と狭義の共犯の区別基準をもとに、その基準の犯罪論体系における位置づけが検討される。第4章では、第3章までの議論が、わが国の裁判例にどのようにフィードバックされるかについて、詳細に論じられる。最後に、結語において、本論文の最終的な結論と、今後の展望が論じられる。

2 本論文の内容

(1) 序章及び第1章

序章においては、上記に掲げた本論文の問題意識が示される。そのうち、第1章における本格的検討に入る。第1章では、方法論の検討が行われる。本論文は、共犯についての論文ではあるが、まず、実務の考え方を明らかにして、実務の視点から理論的な問題に取り組むべきではないか、という問題意識に基づいていることが示される。

まず、法解釈学の科学性に関する議論について概観が示され、本論文における、著者の方法論が検討される。そして、法解釈学の科学性に一定の意義を見出し、事実認識と価値判断を分離する立場が採用される。事実認識とは、アルフ・ロス (Alf Ross)、松澤伸の理解に従い、現に効力を有する法を記述することであるとされる。その内容は、判決を通じて現れる裁判官のイデオロギーである。よって、法解釈学の任務は、第一に、何が現実の裁判の場で拘束力を持つ法であるかを記述し、さらには判決を予測することになるとされる。これは、すべて事実に関するものであり、この限度で、法律学は科学性を有することになると考えるというのである。

しかしながら、ヴァリッド・ローの記述が重要であるとしても、そこに理論的基礎付け

がなされてこそ、妥当な法解釈なのではないかという考えが示され、そのため、本論文の立場は、平野龍一の考え方に近く、判例の認識と予測に加え、判例に影響を与えるような実践的努力をも問題とすることが示される。ただし、これについては、ロスや松澤に従い、価値判断に基づく、政策的提言と呼ばれることになる。

つぎに、この考え方をもとに、ヴァリッド・ローをいかに記述するかを問題とし、その上で松澤によるヴァリッド・ローの記述が検討される。松澤は、裁判例を分析した結果、裁判官の思考を「統一的正犯体系への無意識的な進行」と読み取っている。そして、この「統一的正犯体系への進行」という表現は、「複数人が関与した犯罪現象においては、関与者は、その関与形態・程度に関わらず、同一の処罰根拠・要件に基づいて処罰される方向に進んでいる、という意味」であるとする。つまり、正犯と狭義の共犯の区別は、犯罪論体系上の問題ではなく、量刑論上の問題であるということである。そして、多様な要素は、量刑判断の資料であると位置づけている。上記の松澤の見解をもとに、本論文は、新たなリサーチ・スペースを見出している。すなわち、松澤の示すヴァリッド・ローの真偽判定の問題、そして、量刑論上の問題であったとしても、量刑に差が出ることの根拠が示されなければならない、犯罪論体系上の区別はなお必要ではないかという問題を提起する。そうだとすれば、多様な要素の分析、その犯罪論体系上の位置づけは、依然として問題となりうると結論づける。

(2) 第2章

第2章では、第1章において論じた視点に基づいて、故意ある幫助道具における正犯と狭義の共犯の区別基準が検討される。正犯と狭義の共犯の区別基準の議論は、共謀共同正犯を中心に発展した。それゆえ、教唆犯、従犯についての議論が、あまり意識されてこなかったともいえる。そこで、本論文は、重要な役割を果たすという正犯性の一要素を充足しながら、なお従犯として処罰される故意ある幫助道具に着目する。共謀共同正犯の裁判例のみに着目していた場合には、あまり問題とされない要素を考慮することで、全体を通した正犯と狭義の共犯の区別基準について検討が行われる。

まず、故意ある幫助道具の裁判例が概観され、ついで、わが国の故意ある幫助道具を認める学説を概観される。わが国では、故意ある幫助道具を消極的に解する見解と、積極的に解する見解とが対立している。そして、ドイツの見解を参照する。わが国と違い、ドイツは正犯概念が条文上規定されており、実行行為を行った者は正犯であるとされる。そのため、故意ある幫助道具の議論は、ほとんど見当たらないが、わずかに存在するものが概観される。

その上で、裁判例の検討、学説の検討が行われる。裁判例は、さまざまな理由づけで正犯と狭義の共犯の区別を行っているが、その理由の主たるものは、「共謀がない(あるいは、その前提たる正犯者意思がない)」ということであった。また、その正犯者意思の有無を判断するに当たっては、犯罪を行う必要性や動機、利益の帰属などを問題としている。学説においても、さまざまな理由づけに対応する形でさまざまな要素を問題とする見解が主張されており、そこで問題となっている要素が逐一検討される。

そして、故意ある幫助道具を含めた、正犯と狭義の共犯の区別に関するヴァリッド・ローとしては、自己の犯罪説、亀井説、それをさらに理論化した松澤説が、ヴァリッド・ロ

一として「同意」できることが示される。

(3) 第3章

第3章は、第2章において抽出された正犯と狭義の共犯の区別基準（あるいは、裁判官の考えている区別基準。）をもとに、その基準の犯罪論体系における位置づけについて検討が加えられる。そこで、こうした議論は、裁判官の思考に存在しない無意識の問題であり、無意識であるがゆえに、その場面においてコモン・センスは存在しないとされ、価値判断に基づく決断が要求されるという。この点で、第3章における議論が、科学的な議論ではなく、価値判断に基づく政策的な議論であるという断りがなされる。

まず、故意ある幫助道具を認めた裁判例が、その理由にしていたのが、「共謀」の不存在であることが示され、それゆえ、「共謀」は正犯と狭義の共犯を区別する基準足り得るのかについて考えるため、「共謀」概念が検討される。本論文は、共謀の内容は「単なる意思の連絡」であるとし、それは従犯にも存在するので、その点だけを見れば正犯と狭義の共犯を区別することができないが、正犯者意思を有した者同士の「意思の連絡」が共謀であると位置づけている。そのため、正犯者意思は利益の帰属との関係において問題となるので、後に論じられることになる。

つぎに、従来、共犯と正犯の区別基準とされてきた「重要な役割」という基準が、違法性の大小と関連していることが論じられる。すなわち、重要な役割が有する、結果への強い因果性が、大なる違法性を導くというのである。もっとも、因果性に強弱があるのかが問題とされるが、相当因果関係の場面でも、因果性の強弱は問題とされているし、客観的帰属の場面でも同様であることから、因果性の強弱は存在するものと考えられている。

ひきつづいて、利益の帰属が、犯罪論体系上何らかの意味を持ちうるかについて検討がなされる。利益の帰属というのは、犯罪が終了した後に問題となるものであり、そうすると、利益の帰属がないということは、行為にも結果にも影響があるものではない、と著者は述べる。そこから、利益の帰属の有無という問題は、犯罪論体系上意味のないものであるという結論が導かれる。

最後に、人的関係という要素について、検討がなされる。ここでは、単に上下関係があるかを問題とするよりも、その関与者間において、自由にふるまう者と不自由にふるまう者がいるかが問題とされる。そのような観点から、不自由な者というのは、規範違反性が減少している、あるいは、期待可能性論的思考に基づいて責任が減少しているという分析が行われる。そこで、本論文においては、政策提言において、裁判官が採用しうる立場を示すという観点も踏まえて、規範違反性が減少していると結論づけられる。

以上の検討から、体系的思考を通じて正犯概念を問題とするなら、まず、重要な役割を果たしたかどうかを検討し、その上で、関与者間の関係も考慮に入れて、正犯か狭義の共犯かを区別することとなる、という結論が導出される。

(4) 第4章及び結語

第4章では、第3章までの議論が、わが国の裁判例にどのようにフィードバックされるかについて、論じられる。

まず、共謀共同正犯において、いわゆる支配的共謀共同正犯の場合に、前面者は常に正

犯として処理されているという点がとりあげられる。ここで、著者は、政策的に提言しなければならないのは、そのような強い心理的因果性を及ぼした場合、事案によっては、前面者は背後者に支配されてしまうのではないか、ということである、という。自由にふるまう者によって支配され、不自由にしか行為できていない者については、規範違反性（違法性）が減少する可能性がある。すなわち、実行行為を行ったことによって、行為支配性、重要な役割性を果たしたかもしれないが、なお従犯とする余地があるということである。これが、この問題についての著者の提言となる。

次に、教唆犯は正犯に解消すべきであるとされる。教唆犯は、従来、狭義の共犯として位置付けられてきたが、著者は、教唆犯の本質は正犯であるという。教唆行為も犯罪の指示・命令も客観面で変わるところはない。行為のみを問題としたなら、教唆行為を行った者は、重要な役割を果たした者といえるであろう。こうした検討から、教唆犯が正犯であるという結論が導かれるのである。もっとも、これがどのような正犯形式かはひとつの問題であるところ、先行研究によって、これを共謀共同正犯に解消するという見解が示されているが、本論文では、前面者によっては、その教唆行為が間接正犯に解消されるという結論がとらえる。教唆行為それ自体に独自の意味を認めず、間接正犯に解消されるという結論は、これまでにない理解であるが、故意ある幫助道具の存在を認め、従犯が正犯とは異なった類型であることを認めるのであれば、教唆行為を行っており、かつ、前面者を支配して、相対的に不自由にした背後者は、これを共謀共同正犯に解消することはできず、間接正犯として処罰される、というのである。つまり、教唆行為を行っている背後者が、間接正犯として処罰されることとなる。ここに、本論文は、教唆犯が間接正犯にも解消される場合があることを提示する。教唆犯は、裁判例において、依然として認められる例があるが、それらは、独立のものとしてその存在を認めつつ、全体としては、共謀共同正犯、あるいは間接正犯として処理していくべきであると結論づけている。

最後に、結語として、本論文の要約・結論が提示される。

3 本論文の評価

(1) 評価すべき点

本論文は、伝統的な刑法学の解釈学のテーマである共犯論について、従来、あまり行われてこなかった機能的分析方法を採用すると同時に、伝統的な犯罪論体系的思考にも配慮し、実務と理論の架橋を目指しているが、こうした方向性は、近時の学界・実務界の要請に適うものとして、高い学術的価値が認められる。特に、本論文は、刑法学の論文としては異例ともいえる方法論の検討を序章に置き、統一的な視点から、問題点に逐一検討を加えていおり、いわゆる間口の狭い問題から入って共犯論全体について深く問題点に迫っていくという手法は、好感が持てるものである。実際に展開される議論も、個々の問題において、非常に緻密に構成されており、十分な説得力が認められる。

また、本論文は、日本ではかつて行われたことのない故意ある幫助道具の本格的研究である点で、独自の意義を持つものであると同時に、故意ある幫助道具の分析を通じて、正犯論を裏から照射してその全体像を析出しようとする発想をとっており、その着眼点の鋭さには、大いに評価すべきものがあるといえる。

さらに、本論文で示される正犯と共犯の住み分け、すなわち、間接正犯・共謀共同正犯・教唆犯・故意ある幫助道具の相互の関係は、従来とは異なる視点からの分析でありつつも、実務の現状ともある程度整合的であり、興味深いものといえる。正犯と狭義の共犯を区別する場面で問題となる、いわゆる多様な要素について、犯罪論体系上意味を持ちうるのは、因果性の強弱と、関与者間の関係という要素である、ということが示され、これらを体系的に位置づける点は、従来の学説において明らかでなかった点について議論を進展させるものであり、高く評価できる。

(2) 問題点

以上のように本論文は高い評価を与えるべきものであるものの、いくつかの点で、さらなる検討が望まれる点もある。ひとつは、故意ある幫助道具の他にも、刑法上、いわゆる故意ある道具とされる例はいくつかあり（たとえば身分なき故意ある道具など）、それらを視野に入れた検討があれば、より論述に深みが増したと思われる。

また、本論文は、第2章において現に妥当する法を記述し、第3章以下において政策的提言を展開するという構成をとっているが、そのことが必ずしも貫徹されていない箇所が見られる。すなわち、第2章において、多様な要素のうちの、いわゆる「利益の帰属」を否定するという結論が示されるが、実務を分析した場合、「利益の帰属」は、共謀共同正犯の判断においては、現に妥当する法に含まれると言わざるを得ないところ、これを否定するのは、現状認識としては妥当ではないのではないかという疑問があるのである。また、故意ある道具が認められた裁判例は、著者も自認するように、サンプル数が少なく、現に妥当する法を記述するための参考資料としては、一面的なところがあるのではないかとも思われる。むしろ、故意ある幫助道具が認められなかった裁判例もあわせてとりあげ、これを分析すれば、共謀共同正犯論から正犯論を照射することが可能となり、議論により説得力が増したであろう。

さらに、本論文が前提としている、実務が共犯と正犯の区別に関する主観説を基本的に採用しているという認識についても、実務においては主観説は絶対的な前提ではないのではないか、という疑問がある。確かに、主観説は、判例・実務の説明として有効な面も多々あるが、たとえば、共謀共同正犯におけるリーディング・ケースである練馬事件は、主観説というよりも、間接正犯類似説や行為支配説による説明が最もしっくりくるのである。

(3) 全体の評価

以上のように、本論文には、いくつかの点で、さらに検討を深めてもらいたい部分があるものの、それは、本論文が到達した地平の先において検討されるべきものであって、本論文の価値をいささかも減じるものではない。本論文は、「暗黒の章」とも呼ばれてきた錯綜する共犯論・正犯論の領域において、機能的な分析手法と、犯罪論体系的思考を融合させることで、実務と理論の架橋を行うという困難な課題に立ち向かったものであり、そこで示された到達点は、従来の研究では、得られていなかったものである。本論文が、正犯と共犯の区別について、実務の視点も踏まえて、その区別基準の犯罪論体系上の基礎付けを問題とし、理論的な検討を加えたことは、従来の学説にはなかった新たな発展である。もちろん、今後、実務と理論の両者が理解可能な形で議論が進めば、さらに深められた基

準が提出される可能性もないわけではないが、これまで、理論と実務が同じ土俵で議論をしてこなかった時間が長かったことを考えると、本論文には、停滞した議論を打ち破るブレイク・スルーとしての価値が十分に認められる。今後の我が国における共犯と正犯の区別の議論は、本論文の到達点をベースとして、議論されていくことになるとも予測できるであろう。

4 結論

以上の審査の結果、後記の審査委員は、本論文の執筆者が、課程による博士（法学・早稲田大学）の学位を受けるに価すると認めるものである。

2016年1月13日

主査 早稲田大学教授 博士（法学）（立教大学） 松澤伸（刑事法）

早稲田大学名誉教授 法学博士（早稲田大学） 野村稔（刑事法）

早稲田大学教授 法学博士（早稲田大学） 高橋則夫（刑事法）

早稲田大学教授 博士（法学）（早稲田大学） 松原芳博（刑事法）

【付記】

本審査委員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下記のとおり修正点があると認めた
が、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するもの
ではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公開される学位論文は、修正後の
全文で差し支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対照表

修正箇所 (頁・行等)	修正内容	
	修正前	修正後
3頁19、24、30 行、4頁5行	第3節…4節…5節…6節	第4節…5節…6節…7節
7頁2行	本論文 <u>において</u> 、	本論文は、
20頁10行	在籍	罪責
22頁7行	研究 <u>において</u> は	研究は
23頁注65	(有斐閣)	(1990年)
26頁1行	また、	ゴチ→明朝体 へ変更。
同注81	<u>文献番号</u>	トル
29頁4行	できわけ	できるわけ
同注1	実際	事実
32頁9行	<u>大場</u>	O
36頁注10	281	295
同注11	(23)	6
38頁注20	692、693	692-3
同注22	(37)	21
40頁1行	重要な要素であり、	トル
同10行	故意ある幫助道具	実行行為を行う従犯
同12行	行 <u>な</u> った	行 <u>っ</u> た
42頁注42	RGSt 74, 84.	RG, Urteil v. 19.2.1940. RGSt.74, 84.
同注43	BGHSt 18, 87.	BGH, Urteil v. 19.10.1962. BGHSt.18,87.
同注44	BGHSt 40,218	BGH, Urteil v. 26.7.1994. BGHSt.40,218.
45頁10行	実行行為を行なう従犯	故意ある幫助道具
同18行目	individualistische	indiv <u>i</u> dualistische

同 20、24 行	振舞う	ふるまう
47 頁注 59	と正犯性である。	+α (正犯性) である。
48 頁 26 行、注 62	判例・裁判例	トル
同 注 60	たとえば、__	中森・前掲注 12「故意ある幫助的道具」71 頁、また、__ 挿入
同	281	295
同 注 61	第 5 版	第 4 版
同	440 頁。__	なお、第 5 版に該当記述なし。__ 挿入
49 頁 14 行	実行行為を行なう従犯	故意ある幫助道具
50 頁注 68	幫助的道具	幫助道具
同	基準	モデル
52 頁 24 行	リスクを <u>侵し</u>	リスクを <u>冒し</u>
同 注 76	Roxin, 以下	Anmerkung, JZ, 1995, S.51. 挿入
同 注 77、78		S.108. 挿入
54 頁 8 行	<u>いわゆる故意ある幫助道具</u>	トル
57 頁注 4	〔総論〕』、・・・298 頁	〔総論〕 <u>第 2 版</u> 』・・・298 頁参照。__
60 頁 28 行	転々人手	転々と人手
62 頁注 15	町野教授	教授トル
67 頁注 43	下村博士、・・・板倉博士	博士トル
同	法務研究	日本大学法科大学院法務研究
69 頁注 46	「判解」以下	『最高裁判所判例解説刑事篇平成 15 年度』(法曹会、2006 年) 300 頁、310 頁(注 16) 参照。__ 差換え
同 注 49	注 21	注 20
71 頁注 54	村瀬均__小林	「共謀(1)―支配型共謀」
同 注 59		菊地則明「共謀(2)―対等型共謀」冒頭に挿入
73 頁 6 行	第 3 節	第 4 節
76 頁 8 行	第 4 節	第 5 節
79 頁 7 行	第 5 節	第 6 節
80 頁 17 行	そのような行為は、	そのような行為を、
同 注 98	西原春夫『刑法総論上巻〔改訂版〕』(成文堂、1991 年) 127 頁参照。	高橋・前掲注 1『刑法総論』242 頁以下参照。
81 頁注 102	山口・前掲注 15・・・	山口厚『刑法総論 第 2 版』(有斐閣、2007 年) 324 頁など参照。

82 頁注 106	RGSt 30, S.25ff.	RG, Urteil v. 23.3.1897. RGSt. 30,25.
85 頁 34 行	とを問題	トル
86 頁 9 行	第 6 節	第 7 節
89 頁注 5	288 頁	288-9 頁
同	285ff	285ff.
90 頁注 10	判例百選 I (第五版)	判例百選 I 第 5 版 (2003 年)
同 注 12	判例百選 I (第四版)	判例百選 I 第 4 版 (1997 年)
同	150 頁。	151 頁。
91 頁注 14	『共謀共同正犯と共犯理論』47 頁。	『共謀共同正犯と共犯理論 増補版』(学陽書房、1983 年) 47 頁。
同 注 16	『共犯体系と共犯理論』304 頁。	『共犯体系と共犯理論』(成文堂、1988 年) 303-4 頁。
92 頁注 21	『刑法総論講義 第 2 版』・・・2006 年)	『刑法総論講義 第 3 版』・・・2013 年)
同	557 頁	556-7 頁
同 注 23	284~285 頁	284-5 頁
同 注 25	藤木・前掲注 17・・・	藤木・前掲注 23『刑法講義 総論』284 頁。
93 頁注 28	前掲注 36 最決昭 57 年 7 月 16 日団藤・・・	__トル。最決昭和 57 年 7 月 16 日刑集 36 卷 6 号 695 頁、団藤…参照 (697 頁以下)。
93 頁注 29	『刑法概説総論』(有斐閣、2005 年) 291 頁。	『刑法概説総論 第 4 版』(有斐閣、2008 年) 307 頁。
同 注 31	法教 No.280、・・・法教 No.202	法学教室 280 号・・・法学教室 202 号
同	389 頁以下。 「正犯・・・	389 頁以下、同 「正犯・・・
同	42 頁。 <u>など。</u>) がある。	42 頁がある。
同 注 32	24 頁以下。	__トル
94 頁注 36	曾根威彦 以下	『刑法総論 第 4 版』(成文堂、2008 年) 254 頁以下参照。
94 頁注 37	『刑法総論』(第 2 版、弘文堂、2010 年) 324 頁。	『刑法総論 第 2 版』(弘文堂、2010 年) 345 頁。
95 頁注 38	No.306	306 号
同	『刑法総論』(第 2 版	『刑法総論 第 2 版』
96 頁 15 行	間接正犯であり	間接正犯類似説であり
同 24 行	注 45	23 行 「しており」 のあとに
同 24 行	機能的 <u>高</u> 支配説	機能的 <u>行</u> 為支配説
同 25 行	指摘 <u>して</u> いる。	指摘 <u>でき</u> る。

同 注 44	法曹時報 63 卷 7 号 (2011 年)	トル
99 頁注 63	Roxin, 以下	Täterschaft und Tatherrschaft, 8.aufl., 2006, S.245.
101 頁注 74	Vgl. Roxin, 以下	LK, 11 Aufl., § 25, Rn.131.(S.63).
103 頁 6 行	松澤教授	教授トル
同 注 78	松澤伸「教唆犯と共謀共同正犯の一考察」Law&Practice4 号 (2010 年) 95 頁以下。	松澤・前掲注 46「教唆犯と共謀共同正犯の一考察」95 頁以下。 なお、以降の「松澤・前掲注 78」は全て「松澤・前掲注 46」に変更
同 注 80	8 頁。	8 頁注 21)。
同 注 81	前田・前掲注・・・	前田雅英『刑法総論講義 第 5 版』(東京大学出版会、2011 年) 451 頁。
104 頁 4 行	松澤教授	教授トル
105 頁 14 行	実行行為を行う従犯	故意ある幫助道具
105 頁注 87	前田雅英・・・	前田・前掲注 81『刑法総論講義』450 頁
同	『刑法綱要総論』(第 3 版	『刑法綱要総論 第 3 版』
同	刑法第 5 卷』(第 2 版	刑法第 5 卷 第 2 版』
同	『刑法総論』(第 2 版	『刑法総論 第 2 版』
同 注 88	『刑法総論』(第 2 版	『刑法総論 第 2 版』
同 注 89	曾根威彦『刑法総論』287 頁など	曾根・前掲注 36『刑法総論』259 頁など
106 頁 12、21、22 行	野村稔教授…松澤伸教授…松澤教授…野村教授	__トル
同 注 90	1697 頁。	1696 頁以下参照。
同 注 92	『刑法総論』(補訂版	『刑法総論 補訂版』
同 注 93	前掲注 92)_	トル
107 頁注 100	西田典之	西田・前掲注 37
同	(第 2 版 弘文堂、年) 328 頁。	350 頁
同 注 101	100、101 頁	100-1 頁
108 頁注 107	Rgst 74,84.	RG, Urteil v. 19.2.1940. RGSt.74, 84.
109 頁注 109	曾根・前掲注 63	曾根・前掲注 36『刑法の重要問題総論』285 頁。
110 頁注 114	Jan...S.102ff.	Vgl. Schlösser, a.a.O.(Fn.51), S.102ff.
110 頁注 116	(前田)	(前田・前掲注 81『刑法総論講義』476 頁注 1) 参照。)

111 頁 5、7 行	松澤教授・・・嶋矢准教授	教授・准教授トル
同 23 行ほか	実行行為を行う従犯（故意ある幫助道具）	故意ある幫助道具
同 25 行	実行行為を行う従犯	故意ある幫助道具
112 頁 2、5、10、21、23、27 行	実行行為を行う従犯	故意ある幫助道具
同 注 125	『注釈刑法』（増補第 2 版	『注釈刑法 増補第 2 版』
113 頁 1、18-9、26、28 行	実行行為を行う従犯	故意ある幫助道具
同 注 127	Schlässer	Schlösser
113 頁注 128	(Fn.63) § 25	(Fn.74), LK, § 25 ₂
同 注 130	(Fn.63)… § 25	(Fn.74), § 25 ₂
114 頁 28 行	実行行為を行う従犯	故意ある幫助道具
同 注 134	Schlösser	Schlösser
115 頁 13 行	実行行為を行う従犯	故意ある幫助道具
116 頁 11 行	指示	支持
同 24 行	従犯となる <u>こと</u> という	__トル
同 25 行	幫助的道具	幫助道具